

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項第1号の規定による賃金等の最低額は、別表のとおりとする。

野田市 総務部 管財課

別表 野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額（平成28年2月以降に締結する契約から適用）

1. 公共工事設計労務単価に定められる職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
1 特殊作業員	2,359	27 普通船員	2,285
2 普通作業員	1,987	28 潜水士	3,932
3 軽作業員	1,445	29 潜水連絡員	2,795
4 造園工	2,115	30 潜水送気員	2,795
5 法面工	2,550	31 山林砂防工	2,678
6 とび工	2,731	32 軌道工	4,697
7 石工	2,593	33 型わく工	2,487
8 ブロック工	2,391	34 大工	2,540
9 電工	2,264	35 左官	2,710
10 鉄筋工	2,774	36 配管工	2,157
11 鉄骨工	2,476	37 はつり工	2,487
12 塗装工	2,667	38 防水工	2,869
13 溶接工	2,816	39 板金工	2,752
14 特殊運転手	2,349	40 タイル工	2,253
15 一般運転手	2,094	41 サッシ工	2,529
16 潜かん工	2,975	42 屋根ふき工	2,317
17 潜かん世話役	3,517	43 内装工	2,720
18 さく岩工	2,816	44 ガラス工	2,465
19 トンネル特殊工	2,795	45 建具工	2,412
20 トンネル作業員	2,412	46 ダクト工	2,125
21 トンネル世話役	3,177	47 保温工	2,189
22 橋りょう特殊工	2,997	48 建築ブロック工	2,465
23 橋りょう塗装工	3,092	49 設備機械工	2,221
24 橋りょう世話役	3,358	50 交通誘導員A	1,392
25 土木一般世話役	2,380	51 交通誘導員B	1,212
26 高級船員	2,901		

2. その他の職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
52 電気通信技術者	3,071	57 船団長	2,901
53 電気通信技術員	2,062	58 潜水世話役	3,932
54 製作工（橋梁）	2,805	59 機械設備製作工	2,423
55 機械工	2,816	60 機械設備据付工	2,147
56 助手	1,987		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額で1時間当たりの単価とする。